

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、持続可能な医療保険制度を構築するため、医療保険制度の財政基盤の安定化、医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保、医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等の措置を講ずるほか、患者の申出に基づき厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を保険外併用療養費の支給の対象とする等の措置を講ずること。

第二 国民健康保険法の一部改正

一 保険者に関する事項

都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、国民健康保険を行うものとする。こと。（第三条第一項関係）

二 国、都道府県及び市町村の責務に関する事項

1 国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるよう必要な各般の措置を講ずるとともに、国民健

康保険法の目的の達成に資するため、保健、医療及び福祉に関する施策その他の関連施策を積極的に推進するものとする。 (第四条第一項関係)

2 都道府県は、安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他の都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の健全な運営について中心的な役割を果たすものとする。 (第四条第二項関係)

3 市町村は、被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項、国民健康保険の保険料の徴収、保健事業の実施その他の国民健康保険事業を適切に実施するものとする。 (第四条第三項関係)

三 被保険者に関する事項

都道府県の区域内に住所を有する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険 (以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。) の被保険者とするものとする。 (第五条関係)

四 国民健康保険事業の運営に関する協議会に関する事項

国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議させるため、都道府県及び市町村にそれぞれ国民健

康保険事業の運営に関する協議会を置くものとする。 (第十一条関係)

五 費用の負担に関する事項

1 国の負担等

(一) 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、療養の給付等に要する費用等について、その百分の三十二を負担するものとともに、高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を負担するものとする。 (第七十条第一項及び第三項関係)

(二) 国は、政令で定めるところにより、都道府県に対し、療養の給付等に要する費用等の百分の九に相当する額の調整交付金を交付するものとともに、被保険者の健康の保持増進、医療の効率的な提供の推進その他医療に要する費用の適正化等に係る都道府県及び当該都道府県内の市町村の取組を支援するため、政令で定めるところにより、都道府県に対し、予算の範囲内において、交付金を交付するものとする。 (第七十二条関係)

2 都道府県の負担等

都道府県は、政令で定めるところにより、一般会計から、療養の給付等に要する費用等の百分の九

に相当する額及び高額医療費負担対象額の四分の一に相当する額を当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れなければならないものとする。こと。（第七十二条の二関係）

3 国民健康保険給付費等交付金及び国民健康保険事業費納付金に関する事項

(一) 都道府県は、政令で定めるところにより、条例で、当該都道府県内の市町村に対し、療養の給付等に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用について、国民健康保険給付費等交付金を交付するものとする。こと。（第七十五条の二関係）

(二) 都道府県は、当該都道府県内の市町村による保険給付が法令の規定に違反し、又は不当に行われたおそれがあると認めるときは、当該市町村（保険給付に関する事務の委託を受けた国民健康保険団体連合会等を含む。）に対し、当該保険給付について再度の審査を求めることができるものとする。こと。この場合において、都道府県は、当該市町村が当該保険給付の全部又は一部を取り消さず、かつ、当該保険給付が法令の規定に違反し、又は不当に行われたものと認めるとき（再度の審査の求めに基づく審査が国民健康保険診療報酬審査委員会等において行われたときを除く。）は、当該市町村に対し、当該保険給付の全部又は一部を取り消すべきことを勧告することができるものと

するとともに、市町村が当該勧告に従わないときは、政令で定めるところにより、国民健康保険保険給付費等交付金の額から当該勧告に係る保険給付に相当する額を減額することができるものとする。 (第七十五条の三から第七十五条の六まで関係)

(三) 都道府県は、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。 (第七十五条の七関係)

4 財政安定化基金の設置

都道府県は、国民健康保険の財政の安定化を図るため財政安定化基金を設け、次に掲げる事業等に必要な費用に充てるものとする。 (第八十一条の二関係)

(一) 保険料の収納が不足する当該都道府県内の市町村に対し、政令で定めるところにより、資金の貸付け又は交付を行う事業

(二) 都道府県の国民健康保険に関する特別会計において療養の給付等に要する費用等に充てるために収入した額が、実際に療養の給付等に要した費用等の額に不足する場合に、政令で定めるところに

より、財政安定化基金を取り崩し、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れること。

六 国民健康保険組合に対する補助に関する事項

国民健康保険組合の療養の給付等に要する費用等に対する国庫補助の割合について、国民健康保険組合の財政力を勘案して百分の十三から百分の三十二までの範囲内において政令で定める割合とするともに、これに加えて行うことができる国庫補助の額の上限を引き上げるものとする。 (第七十三条 関係)

七 都道府県国民健康保険運営方針等に関する事項

1 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針を定めるものとする。 (第八十二条の二関係)

2 都道府県は、毎年度、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県内の市町村ごとの保険料率の標準的な水準を表す数値等を算定するものとする。 (第八十二条の三関係)

八 国民健康保険団体連合会に関する事項

都道府県若しくは市町村又は国民健康保険組合は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができるものとする。また、国民健康保険団体連合会の区域内の都道府県及び市町村並びに国民健康保険組合の三分の二以上が加入したときは、当該区域内のその他の都道府県及び市町村並びに国民健康保険組合は、全て当該国民健康保険団体連合会の会員となるものとする。と。（第八十三条第一項及び第八十四条第三項関係）

九 その他所要の改正を行うこと。

第三 健康保険法の一部改正

一 標準報酬等に関する事項

1 標準報酬月額について、三等級区分を追加し、その上限額を百三十九万円とするものとする。

（第四十条第一項関係）

2 標準賞与額の上限額について、年度における標準賞与額の累計額が五百七十三万円であるものとする。

（第四十五条第一項関係）

二 保険給付に関する事項

1 患者申出療養に関する事項

(一) 患者の申出に基づき厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養を保険外併用療養費の支給の対象とするものとする。 (第六十三条第二項及び第八十六条関係)

(二) (一)の申出は、厚生労働大臣に対し、当該申出に係る療養を行う臨床研究中核病院（保険医療機関であるものに限る。）の開設者の意見書その他必要な書類を添えて行うものとする。 (第六十

三条第四項関係)

(三) 厚生労働大臣は、(一)の申出について速やかに検討を加え、必要と認められる場合には、当該申出に係る療養を患者申出療養として定めるものとともに、その旨を当該申出を行った者に速やかに通知するものとする。 (第六十三条第五項及び第六項関係)

2 特定機能病院その他の病院であって厚生労働省令で定めるものは、患者の病状その他の患者の事情に応じた適切な他の保険医療機関を当該患者に紹介することその他の保険医療機関相互間の機能の分担及び業務の連携のための措置として厚生労働省令で定める措置を講ずるものとする。 (第七十

条第三項関係)

3 入院時食事療養費に関する事項

入院時食事療養費の食事療養標準負担額について、平均的な家計における食費及び特定介護保険施設等における食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額とするものとする。 (第八十五条第二項関係)

4 傷病手当金に関する事項

傷病手当金の額について、一日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額を平均した額の三十分の一に相当する額の三分の二に相当する額とするもの等とすること。 (第九十九条第二項関係)

5 出産手当金に関する事項

出産手当金の支給について、傷病手当金の支給に係る規定を準用するものとする。 (第一百二条

第二項関係)

三 保健事業に関する事項

保険者は、健康教育、健康相談及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る被保険者及びその被扶養者（以下「被保険者等」という。）の自助努力についての支援その他の被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うよう努めなければならないものとする。 （第二百五十条第一項関係）

四 国庫補助に関する事項

1 全国健康保険協会（以下「協会」という。）が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付等の額に対する国庫補助率について、当該療養の給付等の額に千分の百三十から千分の二百までの範囲内において政令で定める割合を乗じて得た額とするものとする。 （第二百五十三条第一項関係）

2 1の規定にかかわらず、協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者に係る療養の給付等の額に対する国庫補助率について、当分の間、当該療養の給付等の額に千分の百六十四を乗じて得た額とするものとする。 （附則第五条関係）

3 平成二十七年度以降の協会の国庫補助の額について、協会の準備金が法定準備金を超えて積み立てられる場合においては、一の事業年度において当該積み立てられた準備金の額に千分の百六十四を乗

じて得た額を、当該一の事業年度の翌事業年度の国庫補助の額から控除するものとする。 (附則 第五条の四から第五条の六まで関係)

4 政府は、協会の一般保険料率を引き上げる必要があると見込まれる場合において、協会に係る規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。 (附則第五条の七関係)

五 保険料に関する事項

協会及び健康保険組合が管掌する健康保険の一般保険料率について、千分の三十から千分の百三十までの範囲内において、決定するものとする。 (第百六十条第一項関係)

六 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会への事務の委託に関する事項

保険者は、保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務、保険給付の支給、保健事業等の実施及び保険料の徴収等に係る情報の収集又は整理に関する事務並びに保険給付の支給及び保険料の徴収等に係る情報の利用又は提供に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に委託することができるものとする。 (第二百五条の四関係)

七 その他所要の改正を行うこと。

第四 船員保険法の一部改正

一 標準報酬等について、第三の一に準じた改正を行うこと。（第十六条第一項及び第二十一条第一項関係）

二 傷病手当金及び出産手当金について、第三の二の4及び5に準じた改正を行うこと。（第六十九条第

二項及び第七十四条第三項関係）

三 疾病保険料率について、千分の四十から千分の百三十までの範囲内において、決定するものとする
こと。（第二百二十一条第一項関係）

四 その他所要の改正を行うこと。

第五 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正

一 全国医療費適正化計画に関する事項

1 全国医療費適正化計画の期間を、六年を一期とするものとする。こと。（第八条第一項関係）

2 全国医療費適正化計画において、各都道府県の医療計画に基づく事業の実施による病床の機能の分

化及び連携の推進の成果並びに国民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果等を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み（以下「国の医療に要する費用の目標」という。）に関する事項を定めるものとする。 （第八条第四項関係）

3 計画期間において、国における医療に要する費用が国の医療に要する費用の目標を著しく上回ると認められる場合には、その要因を分析するとともに、当該要因の解消に向けて、関係者と協力して必要な対策を講ずるものとする。 （第十一条第八項関係）

二 都道府県医療費適正化計画に関する事項

1 都道府県医療費適正化計画の期間を、六年を一期とするものとする。 （第九条第一項関係）

2 都道府県医療費適正化計画において、都道府県の医療計画に基づく事業の実施による病床の機能の分化及び連携の推進の成果並びに住民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進により達成が見込まれる医療費適正化の効果等を踏まえて、厚生労働省令で定めるところにより算定した計画の期間における医療に要する費用の見込み（以下「都道府県の医療に要する費用の目標」という。）に関

する事項を定めるものとする。 (第九条第二項関係)

3 計画期間において、都道府県における医療に要する費用が都道府県の医療に要する費用の目標を著しく上回ると認める場合には、その要因を分析するとともに、当該都道府県における医療提供体制の確保に向けて、関係者と協力して必要な対策を講ずるよう努めるものとする。 (第十一条第四項関係)

三 前期高齢者納付金等の額の算定方法及び前期高齢者納付金等の負担軽減に係る国の負担に関する事項
前期高齢者納付金等の拠出金負担が重い保険者の負担を全保険者において再按分することにより軽減する措置について、対象となる保険者の範囲を拡大するとともに、当該再按分に加えて、国が当該拡大の費用負担に要する費用の二分の一に相当する額を負担するものとする。 (第三十八条及び第三十九条並びに第九十三条関係)

四 後期高齢者支援金等の額の算定方法に関する事項

1 被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、その額の全てを被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じたものとする。 (第二百二十条及び第二百二十一条関係)

2 前期高齢者納付金の算定における前期高齢者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、1と同様の改正を行った上で、前期高齢者加入率を基に算定するものとする。 (第三十八条及び第三十九条関係)

3 1の規定の施行までの間、平成二十七年度及び平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定について、平成二十七年度はその額の二分の一を、平成二十八年度はその額の三分の二を、それぞれ被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じたものとする。 (附則第十四条の七から第十四条の十まで関係)

五 保健事業に関する事項

後期高齢者医療広域連合は、高齢者の心身の特性に応じた保健事業を行うように努めるとともに、保健事業の実施に当たっては、介護保険の地域支援事業を行う市町村等との連携を図るものとする。

(第二百二十五条関係)

六 その他所要の改正を行うこと。

第六 社会保険診療報酬支払基金法の一部改正

社会保険診療報酬支払基金は、保険者の委託を受けて、保険給付のうち厚生労働省令で定めるものの支給に関する事務、保険給付の支給、保健事業等の実施及び保険料の徴収等に係る情報の収集又は整理に関する事務並びに保険給付の支給及び保険料の徴収等に係る情報の利用又は提供に関する事務を行うものとする。 (第十五条第一項関係)

第七 健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正
都道府県単位保険料率の調整を行う期限を、医療に要する費用の適正化等に係る協会の各支部の取組の状況を勘案して平成三十六年三月三十一日までの間において政令で定める日までの間とするものとする。 (附則第三十一条関係)

第八 施行期日等

一 施行期日

この法律は、平成三十年四月一日から施行するもの等とすること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

- 1 第三の四、第五の四(3に限る。) 平成二十七年四月一日

2 第二の六、第三（四を除く。）、第四、第五の一、二及び五、第六並びに第七 平成二十八年四月一日

3 第五の三及び四（3を除く。） 平成二十九年四月一日

二 検討規定

1 政府は、この法律の公布後において、持続可能な医療保険制度を構築する観点から、医療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び加入者等の負担能力に応じた医療に要する費用の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 （附則第

二条第一項関係）

2 政府は、この法律の施行後において、国民健康保険の医療に要する費用の増加の要因、当該費用の適正化に向けた国、都道府県及び市町村の取組並びに国民健康保険事業の標準化及び効率化に向けた都道府県及び市町村の取組等の国民健康保険事業の運営の状況を検証しつつ、これらの取組の一層の推進を図るとともに、国民健康保険の持続可能な運営を確保する観点から、当該取組の推進の状況も踏まえ、都道府県及び市町村の役割分担の在り方も含め、国民健康保険全般について、医療保険制度

間における公平に留意しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(附則第二条第二項関係)

三 経過措置等

この法律の施行に関し、必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこと。
(附則第三条から第六十九条まで関係)